



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月2,200円

## 目次

### ○ 監査公表

- 監査公表第13号
- 監査公表第14号
- 監査公表第15号
- 監査公表第16号
- 監査公表第17号

## 監査公表

### 和歌山県監査公表第13号

平成12年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地

方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成19年3月20日

- 和歌山県監査委員 垣 平 高 男
- 和歌山県監査委員 築 野 富 美
- 和歌山県監査委員 門 三 佐 博
- 和歌山県監査委員 小 原 泰

- 1 包括外部監査の特定事件  
財団法人和歌山県文化振興財団及び和歌山県民文化会館等11公共施設の運営、管理状況
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置  
知事公室関係（財団法人和歌山県文化振興財団）

| 監 査 結 果<br>(包括外部監査結果報告書中)  | 措 置 の 内 容   |
|--|---|
| 包括外部監査の結果<br>(文化振興財団及び各施設詳細)<br>1. 財団法人和歌山県文化振興財団<br>(4) 会計上の問題点<br>① 県と財団とを結合した結合財務諸表の必要性<br>県と財団とを結合（連結）した貸借対照表、収支計算書を作成することにより、3館の全体収支を明らかにする必要がある。 | 和歌山県民文化会館の運営、管理については、平成15年度から導入した利用料金制度及び地方自治法の改正に伴い平成18年度から導入した指定管理者制度の導入により、施設の管理運営とその経費に関して設置者である県と管理者である財団の役割と責任の範囲が明確となった。 |

### 和歌山県監査公表第14号

平成13年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成19年3月20日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

- 和歌山県監査委員 築 野 富 美
- 和歌山県監査委員 門 三 佐 博
- 和歌山県監査委員 小 原 泰

- 1 包括外部監査の特定事件  
和歌山県立医科大学附属病院及び同紀北分院の運営、管理状況
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

| 監 査 結 果<br>(包括外部監査結果報告書中)   | 措 置 の 内 容   |
|---|---|
| 第2章 包括外部監査の結果（附属病院関連）<br>Ⅲ. 監査の結果<br>1. 収支状況<br>地方公営企業法に準じて、一般会計からの繰り入れ基準を作成することでその区分を明確にすべきである。<br>一中略—<br>加えて「政策医療」についても効率化を行うことで繰入金金の縮減を図るべきである。<br>4. 一般会計からの繰入金<br>大学附属病院の特殊性を踏まえた上、繰入金の内容についてさらに精緻な分析による原因追及を行うと共に繰入基準の早期作成が必要である。<br>7. 保険者への診療報酬請求<br>請求事務が1ヶ月遅れていることも問題である。請求事 | 平成18年度から地方独立行政法人化されたことに伴い、地方公営企業法に準じた繰り入れ基準にかわるものとして、従来一般会計からの繰入金から運営費交付金に変更され、中期計画期間中は毎年1%の削減により運営費交付金が交付されることとなった。<br><br>上記1の回答どおり<br><br>平成18年11月診療分より翌月請求に移行 |

|  |   |
|--|---|
| <p>務の迅速な処理と適正な収入計上が必要である。</p> <p>N.総括意見</p> <p>1.財政負担適正化</p> <p>(1)経営改善の推進</p> <p>「政策医療」自体の定義を行い、また、「繰入金基準」を作成し「政策医療」等、その経費負担の範囲を明確にし、支出根拠を明らかにしなければならない。</p> <p>第3章 包括外部監査の結果 (紀北分院関連)</p> <p>Ⅲ.監査の結果</p> <p>1.収支状況</p> <p>地方公営企業法に準じて、一般会計からの繰入金基準を作成することで繰入金の対象を明確にすべきである。</p> <p>—中略—</p> <p>加えて「政策医療」についても効率化を行うことで繰入金の縮減を図るべきである。</p> <p>4.一般会計からの繰入金</p> <p>繰入金の内容についてさらに精緻な分析による原因追求を行うと共に早期の作成が必要である。</p> <p>N.総括意見</p> <p>「政策医療」に関わる支出の範囲を明確にし負担額の正当性を示す必要がある。</p> | <p>上記1の回答どおり</p> <p>上記1の回答どおり</p> <p>上記1の回答どおり</p> <p>上記1の回答どおり</p> |
|--|---|

和歌山県監査公表第15号

平成15年2月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成19年3月20日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美  
和歌山県監査委員 門 三 佐 博  
和歌山県監査委員 小 原 泰

- 1 包括外部監査の特定事件  
和歌山県商工労働部における補助金交付及び貸付金の執行状況、管理状況に関する事項
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

| 監 査 結 果<br>(包括外部監査結果報告書中)   | 措 置 の 内 容  |
|---|--|
| <p>第2章 包括外部監査の結果</p> <p>Ⅲ.貸付金事業</p> <p>(1)中小企業高度化資金貸付金</p> <p>④指摘事項</p> <p>(ii)審査機関の設置</p> <p>貸付審査を透明で適正なものとするために事務手続を見直し、融資の妥当性を総合的に判断する体制を整備することが必要である。</p> | <p>高度化資金貸付時における貸付審査の透明性及び審査体制の整備を図るため、下記の4点に主眼を置き、和歌山県中小企業高度化資金事務取扱要領の改正及び和歌山県中小企業高度化資金貸付審査委員会設置要綱の制定を行った。(平成18年12月13日施行)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①診断の外部委託</li> <li>②審査委員会設置要綱の制定</li> <li>③審査委員会の委員を外部の専門家に委嘱</li> <li>④審査委員会の結果を参考に採択を検討</li> </ol> |

和歌山県監査公表第16号

平成16年3月29日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成19年3月20日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 門 三 佐 博  
和歌山県監査委員 小 原 泰

- 1 包括外部監査の特定事件  
和歌山県県土整備部港湾空港振興局における港湾整備、港湾改良事業に係る一般会計及び県営港湾施設管理特別会計の執行状況、管理状況に関する事項
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

| 監 査 結 果<br>(包括外部監査結果報告書中) | 措 置 の 内 容 |
|---------------------------|-----------|
|                           |           |

|  |   |
|--|---|
| <p>第3章 監査の結果と意見<br/>1. 財務事務の状況<br/>(4) 県債<br/>①現状<br/>現在、和歌山下津港に属する和歌山マリーナの使用料収入及び委託料支出が特別会計の区分で経理されている一方、同事業に係る県債償還額は一般会計の区分にて経理されており、矛盾が生じている。<br/>②監査の結果<br/>起債事業に係る収支の状況を適切に把握するために、両者の会計処理区分を同一にすべきである。</p> | <p>平成18年度から「和歌山マリーナシティ管理事業」を一般会計に移行し、起債償還の会計処理区分と同一にした。</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>和歌山県監査公表第17号<br/>平成18年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。<br/>平成19年3月20日<br/>和歌山県監査委員 垣 平 高 男</p> | <p>和歌山県監査委員 築 野 富 美<br/>和歌山県監査委員 門 三 佐 博<br/>和歌山県監査委員 小 原 泰</p> <p>1 包括外部監査の特定事件<br/>和歌山県農林水産部における補助金、貸付金の財務事務の執行に関する事項（林業除く。）<br/>2 包括外部監査の結果に基づく措置</p> |
|--|--|

| <p>監 査 結 果<br/>(包括外部監査結果報告書中)</p>  | <p>措 置 の 内 容</p>   |
|--|--|
| <p>第3章 包括外部監査の結果と意見<br/>I. 農林水産部の補助金・貸付金事務の執行<br/>3. 農林水産部の補助金について<br/>(1) 農林水産総務課<br/>④個別補助事業についての監査の結果及び意見<br/>(f) 中山間地域等直接支払事業交付金<br/>(NO11)<br/>(結果) 不適切な交付手続<br/>当補助は農業生産活動等を通じた耕作放棄の防止と、農村が持つ国土保全や水資源のかん養等の多面的機能の維持・確保を図るために、対象農地の面積を基準に農業者等に直接支払を行うものである。したがって、補助金額の算定基準となる対象農地の面積の確認は公平、かつ適正に実施されなければならない。<br/>しかし、平成12年度に制度開始以来、5年間の交付手続を確認したところ、平成13年度、平成14年度において、過去に申請された面積が実際の面積よりも過大であったため補助金を返還していたケース等（申請面積：2,562,426㎡、補助金額：23,013千円相当）が広範囲に見受けられた（要綱第2条違反）。<br/>中山間地域等直接支払制度交付金の返還状況（過去に申請された面積が実際の面積よりも過大であったケース、緩傾斜地を急傾斜地として申請していたケース等）<br/>原因は、田畑別、緩・急傾斜別に交付単価が区分される対象農地の面積測定や積算等について、補助金申請者の単純な申請ミスとそれを審査する市町村、県のチェックミスが重なったためとのことであるが、交付手続が不十分であったと言わざるを得ない。平成14年度以降は、同様のミスは生じていないとのことであるが、引き続き補助金額の算定基準となる対象農地の面積の確認を適正に行うように求める。<br/>次に、誤った補助金相当額は既に受給者から返還されたとのことである。しかし、補助金交付事務の適正性を担保するため、和歌山県補助金等交付規則によると本件のように「補助金の交付決定の交付条件に違反した場合、補助金の返還に加えて年10.95%との加算金を納付しなければならない。」（第17条第1項、第19条第1項）とあり、本来は、23,013千円×10.95%×1～2年＝約3,700千円程度の加算金を納付させる必要がある。実際は、補助金申請者の単純な申請ミスを錯誤とし、やむを得ない事情があると認めて加算金については免除していた。ところが加算金の免除について定めた和</p> | <p>振興局を指導するとともに、振興局を通じ関係市町に対し、適切な交付手続の徹底を図るため文書通知した。（平成18年9月14日付け農第551号『平成17年度包括外部監査における「中山間地域等直接支払事業交付金」に関する指摘に対する今後の対応について』）<br/>(内容は以下のとおりである。)<br/>1 補助金の算定基準となる対象農地の面積確認を適正に行うこと。<br/>2 返還金事務手続に際し、県補助金等交付規則第17条第1項の規定による「義務違反」によるものかどうかについて、市町から書面による理由書の提出を受けること。また、「義務違反」による加算金を付す場合においても、やむを得ない免除理由があるかどうかについて、市町から書面で申請を受けるようにすること。<br/>また、交付金の算定基準となる対象農地の面積確認の適正化について、平成18年5月19日に開催した振興局担当者会議等を通じて、事業実施市町に対し、指導を行った。</p> |

歌山県補助金等交付規則第19条第4項によると、免除する場合は「補助事業者等の申請に基づき免除することができる。」とあるが、免除の申請の事実を示す証拠は残っていなかった。県の話では補助金の返還に至る作業を進める中、市町村から返還申出を受けた段階で、悪意があったものではなく単純ミスであると判断し「やむを得ない事情がある」と認めて加算金を賦課しなかったとの説明であるが、和歌山県補助金等交付規則第19条第4項に違反する疑いが強い。加算金の免除には公正性が求められるところであり、免除申請書等の書面で申請を受けるべきであった。

(4) 果樹園芸課

④個別補助事業についての監査の結果及び意見

(a) 食品振興対策事業補助金 (果樹生産対策事業) (NO 49)

(結果) 不適切な実績報告

県は補助事業が終了したとき要綱に従い和歌山県果樹研究会から実績報告書に添付して事業実績書と収支決算書の提出を受け、検査している。しかし、実績報告書の提出時期(平成15年3月31日)と和歌山県果樹研究会の決算処理のタイミング(3月31日決算日)の関係上、提出されるのは最終確定前の収支決算書となっている。

平成15年度の収支決算書の数値と最終確定した数値を比較したところ次のような状況であった。

(単位:円)

| 平成15年度   | 当初予算      | 収支決算書     | 最終確定値     |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 業務費      | 680,000   | 680,000   | 493,320   |
| 会員活動費    | 378,300   | 378,300   | 378,300   |
| 負担金      | 200,000   | 200,000   | 195,000   |
| 事務費・会議費等 | 211,700   | 211,700   | 364,712   |
| 計        | 1,470,000 | 1,470,000 | 1,431,332 |

上記の結果から収支決算書の数値は実績値ではなく、当初予算の数値で報告していたものと推察される。事業が完了したときに実績の報告をしなければならないと定めている和歌山県補助金等交付規則第13条の趣旨に反した報告となっていた。最終確定前の決算数値で報告せざるを得ない状況になったとしても県は最終確定値と大きな差が出ない程度の報告を求めるべきであった。また、最終確定値は和歌山県果樹研究会の総会での承認を経て確定すると考えられるが、平成15年度(平成15年4月1日～平成16年3月31日)の総会での承認は、決算期末より1年後の平成17年3月28日に実施された。これは解散総会に並行して行われた為である。

(g) 果樹農家経営安定対策基金事業 (経営安定対策事業) (NO57)

(結果) 基金造成時期の遅延

補助事業の概要にあるように、県は社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会が価格補てんの義務が生じる前に基金を造成する必要があるため事前に造成資金を補助しなければならない。事前に造成資金を補助することは県とは別の社団法人に造成する基金の性格からしても当然要求される。しかし、造成資金の額が巨額であるため財政上の理由から県は事後的に補助金を交付しており、要綱違反となっている。県は事前に造成資金を補助するべきである。

事業主体に対し、適切な実績報告について指導を行うとともに、複数人でチェックする体制を整えた。

なお、当該補助金は、平成15年度をもって廃止した。

平成18年度においては、社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会が価格補てんの義務が生じる前の平成19年1月4日に造成した。

なお、当該事業は、国の当初計画(平成13年度～18年度)どおり平成18年度で終了する。

(k) 食品振興対策事業補助金 (青果卸売市場振興対策事業、水産物卸売市場振興対策事業) (NO69)

(結果) 補助金の変更手続の不備

当補助は交付条件に、補助事業に要する経費の配

事業主体に対して、適切な変更手続について指導を行うとともに

分を当該事業費の20%を超えて変更する場合には変更申請書を知事に提出してその承認を得ること(要綱第6条、第7条)とある。これは20%を超えるような大きな変更は再度、補助金の必要性、効果等を検討し補助すべきかどうか県が判断するためである。

しかし平成15年度の和歌山県水産物卸売市場協議会の収支予算書と収支決算書を比べると次のように事業費の20%を超えて変更があるにもかかわらず、和歌山県水産物卸売市場協議会は変更申請書を提出して知事の承認を得ていなかった。

支出の部

(単位：円)

| 区 分 | 予算額     | 決算額     | 増減額 (増減率)       |
|-----|---------|---------|-----------------|
| 総会費 | 150,000 | 80,883  | △69,117 (46%減)  |
| 事業費 | 427,000 | 137,904 | △289,096 (67%減) |
| 雑費  | 15,000  | 7,110   | △7,890 (52%減)   |
| 合 計 | 592,000 | 225,897 |                 |

これは要綱第6条、第7条違反である。

(5) 畜産課

④ 個別補助事業についての監査の結果及び意見

(b) 優良はちみつ生産推進事業 (NO111)

(結果) 実績報告書の記載誤り

平成16年度の実績報告書を閲覧したところ、当年度に実施していない研修会、共励会について、実績報告書に実施している旨の記載があった。申請書の記載をそのまま転用したことによる誤りと思われるが、実績報告書の記載は正確に行うべきである。

(d) 和歌山県BSE対策大家畜経営安定化資金利子補給事業 (NO128)

(結果) 制度利用者数が少ないことについて

当該制度は、平成15年度に県内で発生したBSE問題に対応するために緊急的に創設された。しかし、現在までに制度利用者は1名に留まっており、補助額も毎年数万円程度になっている。利子補給の制度は、他にも様々なメニューが用意されており、まずは類似制度の柔軟な活用を検討すべきであったと思われる。補助金制度の維持・運営に係る人的物的コストを考えると、新たな制度の設置について慎重な判断が必要ではなかったかと考える。

(e) 家畜疾病経営維持資金利子補給事業 (NO129)

(結果) 予算額に対して利用者数が少ないことについて

この制度は、平成16年度に鳥インフルエンザの発生等に対応して創設された。平成16年度に補正予算で626万円計上されたものの、決算実績額は7万円余りとどまっている。補正予算額の算定根拠を確かめたところ、県内の養鶏業者の全てが、ブロイラー、採卵鶏1羽当たり400円の借入れが行われた場合の必要額を予算計上額として計上していた。確かに、鳥インフルエンザの発生による経済的影響も無視できないが、予算計上を行うからには、制度の利用者数等を慎重に見積もることが必要であったと考える。

に、複数人でチェックする体制を整えた。また、今後、交付申請時に申請者に対し、要綱に定められた手続等について周知徹底することとした。

なお、当該補助金は、平成15年度をもって廃止した。

事業主体に対し、実績報告書の正確な記載について指導を行うとともに、複数人でチェックする体制を整えた。

本事業については、不測の事態に対応するために緊急的に創設したものであったが、今後、同様の事態が発生した場合は、他制度の活用可否、要望の把握等を行い、制度の創設を判断することとした。

本事業については、不測の事態に対応するために緊急的に創設したものであったが、今後、同様の事態が発生した場合は、対象者に対し要望の把握等を行った上で、予算計上することとした。